

医療的ケアが必要なお子様が利用できる  
医療・福祉サービス

★ 訪問看護

医師の指示のもとで看護師が自宅を訪問し、看護ケア（病状観察、医療的ケア、清潔ケア、排泄ケアなど）を行います。重度のお子さんは、長時間訪問看護加算の算定対象となります。

★ 訪問診療

通院することが困難な場合に、医師が定期的に自宅を訪問して診療を行うサービスです。

★ 訪問リハビリ

医師が必要と認めた場合、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などが自宅を訪問し、リハビリテーションを行います。

★ 訪問薬剤師

外出・通院が困難で医師が必要と認めた場合、薬剤師が自宅を訪問し、薬に関する相談に応じます。

★ 在宅重症心身障害児(者)等訪問事業【多摩立川保健所】

ご家族が自信を持って自宅で看護・療育できるように看護師が入院先や自宅を訪問し、療育相談などをしています。申請窓口は保健所です。  
※重症心身障害児(者)と医療的ケア児対象

● 在宅レスパイト・就労等支援事業

市と委託契約を結んだ訪問看護事業者の看護師が自宅に出向き、一定時間、家族の代わりに医療的ケアを伴う見守りや介助を行います。

● 居宅介護

ホームヘルパーが入浴の介助や通院の付き添いなどを手伝いします。

★ レスパイト入院

介護者の休息や介護者の病気、けが、冠婚葬祭など様々な事情により一時的に介護が困難になった時、病院で短期的に入院を受け入れる制度です。

お泊りする

● 短期入所

介護者の休息や介護者の病気、けが、冠婚葬祭など様々な事情により一時的に介護が困難になった時、施設でお預かりする制度です。事前登録が必要です。

● 児童発達支援(主に就学前)

日常生活の基本的な動作の指導、知識の付与、集団生活への適応訓練等を行います。訪問型（居宅訪問型児童発達支援）もあります。

● 放課後等デイサービス（小1～高3）

放課後等において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。

● 保育所等訪問支援

集団生活への適応のために必要な直接的な支援や、保育所や学校などの職員に対する支援を行います。

家に来て  
もらう

さまざまな制度があります。  
まずはご相談を！



日中過ごす  
訓練する



★=医療系サービス　主治医等へご相談が必要となります。

子ども家庭センター（地区担当保健師）

錦町3-3-6 子育て支援・保健センター はぐくりん内

TEL : 042-527-3234／FAX : 042-528-6875



東京都多摩立川保健所（地区担当保健師） 柴崎町2-21-19

TEL : 042-524-5171／FAX 042-528-2777



●=福祉系サービス　受給者証等が必要となります。

障害福祉課 泉町1156-9 市役所1階

TEL : 042-523-2111内線1517～1523／FAX : 042-529-8676



■その他の相談窓口

機 関	電話番号	所在地	主な相談内容
子ども政策課	042-523-2111 内線1340・1345	泉町1156-9 立川市役所1階	小児慢性特定疾病医療、自立支援医療（育成）、児童育成手当（育成障害手当）、特別児童扶養手当の申請窓口です。
子ども育成課	042-523-2111 内線1305	同上	学童保育所（小学生の放課後等の保育）で、医療的ケアが必要なお子さんに関するご相談をお受けします。
保育課	042-523-2111 内線1321	同上	日中保育が必要で、医療的ケアが必要なお子さんに関するご相談をお受けします。
教育支援課	042-527-6171	錦町3-3-6 はぐくりん内	障害のあるお子さんの就学先や支援についてご相談をお受けします。